

平成 23 年 8 月 25 日

各 位

株式会社りそな銀行

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-09 の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、平成 23 年 9 月 8 日（木）より、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）円建債券ユニット 2011-09」の取扱いを開始いたします。

本商品は、平成 23 年 5 月に取扱いを開始した「信託のチカラ」の第 3 号商品であり、販売・運用・管理をすべて当社が行います。第 1、2 号商品とともに、信託償還時の元本確保を目指すこと、お申込手数料が不要であることなどから、ローリスクでの運用を志向されるお客さまを中心に大好評をいただいております。第 3 号商品も同様の特徴を有しており、「信託のチカラ」の販売を通じて、更なる金融商品提供力の強化を目指してまいります。主な特徴は以下の通りです。

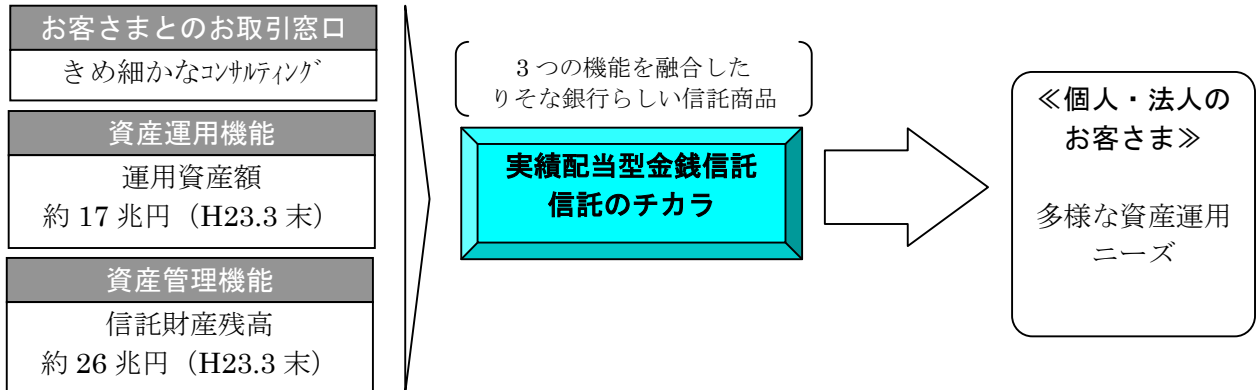
1. 高格付の円建債券に投資します
 - ・ 主に高格付の円建債券（日本国債、社債および円建外債）に投資を行います。なお、投資対象債券はすべて取得時点において、金融商品取引法に従って登録を行った信用格付業者から A 格相当以上の格付を付与されています。
 - ・ 円建債券に投資するため、原則、為替変動の影響を受けません。
2. 原則として約 3 年半後の信託償還時の元本確保を目指します
 - ・ 信託期間満了日に近い償還期日の円建債券に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保と、原則として信託期間満了時の元本確保（1 万口当たり 10,000 円）に努めます。ただし、投資対象とする債券の発行体に債務不履行等が発生した場合に損失が生じ、信託期間満了時の元本確保ができない場合があります。
 - ・ 信託期間満了前の中途解約時に適用される基準価額には、当該投資対象債券の時価が反映されます（中途解約した場合において金利が上昇していると債券の価格が下落し、損失が生じるおそれがあります）。また、中途解約時には基準価額に 0.8% を乗じて得られる金額を解約する口数に応じて信託財産留保額としてご負担いただきますので、中途解約時の受領額はお客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。
3. 信託期間中は原則として年 2 回の収益分配を行います
 - ・ 運用から得られる利子および配当等の収入を原資として、原則として年 2 回の収益分配を行います。ただし実績配当型の商品であり、利子等の収入が少額の場合には分配を行わないことがあります。
4. お申込手数料をいただきません
 - ・ 販売・運用・管理をりそな銀行が一貫して取り扱うことにより、運営コストを削減し、お申込手数料のかからない商品となっています。

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化する資産運用ニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

ご参考：実績配当型金銭信託について

- 多数のお客さまからお預りした金銭を合同して、主に有価証券に運用する実績配当型の信託商品です。「信託のチカラ」はりそな銀行が取扱う実績配当型金銭信託の愛称です。
- りそな銀行が、①お客さまのお取引の窓口としての機能、②お預りした資金を運用する機能、③お預りした資金を管理する機能の3つをすべて担います。りそな銀行が「真のリテールバンク」を目指して取り組んできた「きめ細かなコンサルティング」と企業年金業務のメインプレイヤーとして約半世紀に亘り培ってきた「資産運用・管理機能」を融合して、お客さまに質の高い運用商品の選択肢をご提供します。



＜商品概要＞

購入いただける方	個人および法人のお客さま
購入いただける人数の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みいただける方は、499名までとします。 ・募集予定額に達していない場合でも、上記人数に達した場合は、取得勧誘を停止します。
募集予定額	<p>40億円とします。</p> <p>ただし、市場環境等によっては、上記金額に達していない場合でも、取得勧誘を停止することがあります。また、市場環境等の変動により、運用に支障が出る場合が想定される場合、または、申込金額が10億円を下回る場合には、当社の判断により信託を設定しないことがあります。</p>
購入いただける金額の制限	1名のお客さまにつき1億円までとします。
お申込期間	平成23年9月8日（木）～平成23年9月20日（火）
購入単位	500万円以上、100万円単位とします。
購入価額	1口あたり1円とします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までとします。（※）
信託設定日	平成23年9月22日（木）
信託期間	平成23年9月22日（木）～平成27年3月25日（水）
解約実行日	毎月10日（東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日）を解約実行日とします。
解約単位	お客さまが保有される口数全部が対象となります（一部解約不可）。
解約価額	解約実行日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
解約受付期間	解約実行日から起算して5営業日前から解約実行日まで受付します。
特別な事由による解約	受益者が死亡したときなどの特別な事由による解約については、毎営業日を解約実行日として、当初お申込みいただいた口数全部の中途解約の申込を受付けます。なお、この場合、解約実行日が東京証券取引所の休業日に当たる場合はお申込みいただけません。
解約金	原則として、解約実行日から起算して6営業日目からお支払いします。
解約申込受付時の中止および取消	金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で解約の申込受付を中止すること、および既に受付けた解約の申込受付を取消することができます。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。（信託償還時の収益分配金相当額は、信託償還金額の一部としてお支払いします。）
収益分配金のお受取り	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、決算日から起算して3営業日目からお支払いします。 ・税金を差引いた後、あらかじめご指定いただいた当社におけるお客さま名義の預金口座（普通預金または当座預金）に入金します。
償還日	平成27年3月25日（水）
償還金のお受取り	償還日から起算して3営業日目からお支払いします。
繰上償還	当社は、本商品の受益権の口数が10億口を下回った場合等一定のやむを得ない事情が発生したときは、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則3月25日、9月25日（銀行休業日のときは翌営業日）です。第1回目の決算日は、平成24年3月26日（月）とします。
運用報告書	毎年3月、9月の決算期ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、受益者にお届けします。
課税関係	配当金及び元本を超過する収益金については利子所得として個人のお客さまの場合は20%（所得税15%、住民税5%）の源泉所得課税となります。法人のお客さまの場合は源泉徴収のうえ総合課税となります。株式投資信託の課税制度は適用されません。
お申込手数料	無料です。
信託財産留保額	中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。
信託報酬	信託財産の中からいただきます。信託報酬は信託元本に対して、年率0.2%とします。
その他費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体

的には有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用等がありますが、これらに限られません。)は、信託財産(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産)の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

「実績配当型金銭信託(信託のチカラ)円建債券ユニット 2011-09」は、信託元本および収益分配金が保証されていない実績配当型の商品です。以下の本商品の主なリスク等についてもご確認ください。

<主なリスク>

「実績配当型金銭信託(信託のチカラ)円建債券ユニット 2011-09」の主なリスクは以下のとおりです。

- ・この商品は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託であり、預金または投資信託ではありません。
- ・この商品は、投資元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。
- ・この商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受益者となる単独運用指定金銭信託を通して値動きのある有価証券等に運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動など、主に以下のリスク等を要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・この商品は、運用の成果により基準価額が日々変動し、運用による利益および損失はこの商品をお申込みのお客さまに帰属します。
- ・この商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・この商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- ・この商品は、合同運用型の金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制は適用されません。
- ・毎決算日に分配方針に基づいた収益の分配を行う商品ですが、収益が少ない場合には分配が行われない場合があります。

信用リスク	組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、債券価格等が下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。これらの影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。
金利変動リスク	一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、この商品の基準価額の下落要因となります。一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

<その他ご留意いただきたい事項>

中途解約に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品の中途解約時に適用される基準価額は、単独運用指定金銭信託を通して投資する債券の時価が反映されます。また、中途解約時には中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得られる金額を信託財産留保額としてご負担いただきますので、お客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。 ・この商品は、毎月10日(東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日)の中途解約及び特別な事由による解約の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに支払停止、期日前終了決定後のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、中途解約のお申込みは受付けないことがあり、また、受付済の解約を取消することがあります。
-------------	---

- ・この商品は、金融商品取引法第2条第2項第1号に掲げる権利(信託受益権)に該当しますが、所有者の上限を499名としているため、その取得の勧誘は同法第23条の13第4項に規定する少人数向け勧誘に該当します。したがって、この商品について、同法第4条第1項に規定される有価証券届出は行っていません。